

伊方原発広島裁判 原告の申込み

原告申込書

資格

日本に居住している方であれば、年齢、性別、国籍を問いません。
全ての方が原告になることができます。

※同じ訴えの他の裁判と原告を兼ねることはできません。伊方原発差止の訴えは松山地裁、大分地裁に提訴されています。松山地裁、大分地裁での訴えの原告を兼ねることはできません。

要件

(1) 委任状のご提出

(2) お一人1万円の参加費の支払い

※参加費のほぼ半分は裁判所手数料にあてられ、残り半分は弁護士諸費用や活動費にあてられます。
※広島原爆・長崎原爆の被爆者の方、諸福島事故損害賠償訴訟の原告の方は参加費無料となります。

手続き

1. 原告申込書(裏面参照)提出または参加費1万円の払い込みの確認をもって原告団名簿に搭載します。原告申込みは項目が記載されていれば、メールで申込まれても結構です。
2. 訴訟委任状受受領の確認をいたします。
3. 正式に原告になられたことをメールか封書で確認します。

原告としての活動

1. 原告団・応援団会議、口頭弁論期日にできるだけ参加してください。
2. この裁判の意義をできるだけ多くの人に知らせてください。

原告の意味

原告となることは原発反対の単なる“意思表示”を超えて、それ自体が原発反対の“行動”です。諸事情で活動できなくても、原告になる“行動”が大きな力となります。

その他、ご質問やお問い合わせは原告団事務局にご遠慮なく連絡ください。

伊方原発広島裁判原告団

事務局：〒733-0012 広島市西区中広町 2-21-22-203

E-mail: saiban_office@hiroshima-net.org URL: <http://saiban.hiroshima-net.org>

担当者：網野沙羅 (伊方原発運転差止原告団事務局次長)

(ご記入日) 年 月 日

ふりがな	
お名前	
被爆者ですか、 一般の方ですか	被爆者です ・ 一般です
住所 〒 —	都道 府県
電話番号 (緊急時の連絡先として)	
E-mail (できるだけメールでお知らせいたします)	
何か一言ありましたらお書き下さい	
※書き込まれたコメントはメールやwebサイトにて公表させていただく場合があります。	

当会は、いただいた個人情報を次の規定に基づいて厳重に管理・運営いたします。

1. 秘密の厳守：個人情報を当裁判手続き以外の目的で使用しません。
2. 譲渡・提供の禁止：個人情報を会の外部に流出あるいは譲渡・提供しません。